

お済みですか?消費税の届出

1 課税事業者の方へ

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）になる場合は、「消費税課税事業者届出書」を釧路税務署に提出する必要があります。

●課税事業者とは?

基準期間（※1）における課税売上高（※2）が1,000万円を超える方。

※1…個人事業者の場合は、その年の前々年。

平成21年分の課税売上高が1,000万円を超えている方は、平成23年分の消費税の課税事業者となります。

※2…消費税が課税される取り引きの売上金額と輸出取引などの免税売上金額の合計額（これらの売りに係る売上返品、売上値引や売上割戻しなどに係る金額がある場合は、これらの金額を差し引いた金額）

2 簡易課税制度について

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

なお、平成23年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、平成22年12月31日(金)までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を釧路税務署に提出する必要があります。

①簡易課税制度は、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税（簡易課税制度を選択しなかった場合）により計算すれば還付となるような場合でも、還付を受けることはできません。

②簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き2年間以上継続した後でなければ選択を止めることはできません。なお、選択を止める場合には、止めようとする課税期間の開始の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を釧路税務署に提出する必要があります。

③過去に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出されている方は、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」提出しなければ、一般課税の適用は受けられないことになります。

※課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要となります。

消費税の届出書や、帳簿の記載方法などについて詳しく知りたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。電話相談センターを利用してください。電話相談センターの利用は、釧路税務署（☎0154-31-5100）に電話し、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

相続・贈与などに係る 生命(損害)保険契約などに基づく 年金の税務上の取扱いを変更します

相続・贈与などにより取得した生命保険契約や損害保険契約などに係る年金の所得税の取扱いを変更します。

この取扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。下記に問い合わせください。

■問い合わせ／釧路税務署（☎0154-31-5100）

納期限のお知らせ

11月25日(木)は、固定資産税第4期、
国民健康保険税第5期の納入期限です。

税を考える週間

税務署では、毎年11月11日(木)～17日(水)までを『税を考える週間』と定めています。

「IT化・国際化と税」をテーマとして、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の周知と利用促進を重点的に取り組みます。

期間中は、国税庁ホームページに特集ページを開設し、税について考えていただくための情報を提供しますので、ぜひ、この機会に税の意義や役割をみなさんで考えてみましょう。

また、「国税庁に対する要望」などを聞くためにアンケートの窓口を開設します。

●国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）

●e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）

■問い合わせ／釧路税務署（☎0154-31-5100）

健全化判断比率および 資金不足比率の公表について

1. 健全化判断基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、本町は毎年度決算に基づき健全化判断比率を算定しています。また、地方公営企業を経営する町長は、同様に資金不足比率を算定します。これらの比率は、監査委員の審査を受けた上で、その意見をつけて議会へ報告し、町民のみなさんに公表します。平成21年度決算に基づく本町の健全化判断比率および公営企業における資金不足比率は右表のとおりです。

区分	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	(注1) —%	14.41%	20.0%
連結実質赤字比率	(注1) —%	19.41%	40.0%
実質公債費比率	15.3%	25.00%	35.0%
将来負担比率	78.4%	350.00%	

2. 資金不足比率

会計名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
病院事業会計	(注2) —%	20.00%	
下水道事業会計			
下水道事業特別会計			

(注1) 赤字が発生していないため、—と表示しています。

(注2) 資金不足が発生していないため、—と表示しています。

麻生公住 (A-5・6棟) が 完成しました

平成21年度から建替えを進めている麻生団地の2・3棟目(木造平屋建2棟8戸)が完成しました。

■問い合わせ/役場管理課管財係
(1階⑦番窓口 ☎485-2111内線141)



地域に太鼓の音が響き渡ります



標茶姫太鼓では、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により桶胴太鼓や長胴太鼓を修理し、また長胴太鼓を新たに整備しました。

この事業は、同センターが全国自治宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、住民のコミュニティ活動を促進し、その健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を目的に行われています。

今回の整備によって、標茶姫太鼓の活動が一層活発になることが期待されます。

冬の 交通安全運動 が行われます

年末を控え、仕事などが追い込み時期で、交通量が大変多くなります。

歩行者・自転車利用者は、夕暮れ時夜光反射材の利用など自分が見えるような工夫をして、交通事故から自分を守りましょう。

■期間/11月12日(金)~21日(日)

■重点目標/

- 高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- 凍結路面等のスリップ事故防止
- 交差点の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶